

三種町立統合小学校に係る学校名募集要領

令和6年8月30日

教育委員会告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、山本地域（森岳小学校及び金岡小学校）並びに八竜地域（浜口小学校及び湖北小学校）の小学校統合に伴い、令和9年4月に開校する三種町立山本地域統合小学校及び三種町立八竜地域統合小学校（以下「各統合小学校」という。）の学校名を制定するため、名称の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集期間)

第2条 募集期間は令和6年9月17日から令和6年11月18日までとする。

(募集条件)

第3条 募集条件は、次のとおりとする。

- (1) 学校名は漢字、ひらがな又はカタカナのいずれか若しくはこれらを組み合わせたものとし、文字数は問わない。
- (2) 「三種」及び現在の学校名（森岳、金岡、浜口及び湖北）を単独では使用しないこと。なお、それぞれの読み仮名（ひらがな及びカタカナ）も単独では使用しないこと。
- (3) 各統合小学校名の応募は、それぞれ1人1点までとする。
- (4) 学校名の理由は必ず記入すること。未記入の場合は無効とする場合がある。

(応募資格)

第4条 応募資格は、次のいずれかとする。

- (1) 三種町に住所を有する者
- (2) 町外に住所を有する者のうち、三種町内の小・中学校に在籍する児童生徒又は教職員

(応募方法)

第5条 応募方法は、次のとおりとする。

- (1) 専用の応募用紙を使用すること。
- (2) 応募は持参、郵送、FAX及び電子メールのいずれかとする。
- (3) 電子メールの場合、応募用紙データを添付し、Word又はPDFのファイル形式で提出すること。
- (4) 応募先及び問合せ先は、三種町教育委員会とする。
〒018-2104 三種町鹿渡字東二本柳29番地3 三種町教育委員会 事務局
TEL: 0185-87-2113 FAX: 0185-87-3052
Mail: kyoui@town.mitane.akita.jp

(募集周知)

第6条 募集の周知は、次のとおりとする。

- (1) 町の広報紙及びホームページに掲載し、広く住民への周知を図るものとする。
- (2) 応募用紙は三種町役場、琴丘地域拠点センター及び山本地域拠点センターに備え置く。
- (3) 三種町内の小・中学校の児童生徒には、学校を通じて応募用紙を配布する。

(選考方法)

第7条 候補となる学校名を「三種町立小・中学校統合検討委員会」が、各統合小学校ごとに数点選考し、「学校名選考委員会（仮称）」で各統合小学校名の原案を決定する。

(結果発表)

第8条 結果発表の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 選考の結果は学校名決定後、すみやかに発表する。
- (2) 候補として採用された者には、記念品を贈呈する。ただし、各統合小学校で採用者が10名を超える場合は、抽選を実施する。

(著作権等)

第9条 応募作品に関する一切の権利は、三種町教育委員会に帰属する。

(その他)

第10条 この告示に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、三種町教育委員会又は三種町立小・中学校統合検討委員会で協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月2日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、募集に関する一切の事務を終了した日限り、その効力を失う。